

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 10 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに係る
指導要領とガイドラインについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与等においては、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行うこととされている。

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる者の他、同項第 9 号に規定する都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習事業者が実施する福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）の課程を修了し、指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者とされており、指定講習の内容は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 33 第 2 号において、厚生労働大臣が定める内容以上であることとされている。

指定講習のカリキュラムは、「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働省が定める講習の内容の全部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 113 号）で改正され、その取扱いについては令和 7 年 4 月 4 日付け「福祉用具専門相談員について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）」において見直したところである。

これらを踏まえ、改正後の指定講習カリキュラムの指導要領及び各種動画ツールが「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）により作成されたことから、福祉用具専門相談員指定講習事業者、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所等に周知いただくよう願います。

記

1. 福祉用具専門相談員指定講習に係る指導要領

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」

（令和６年度老人保健健康増進等事業）において改正後の指定講習に係る指導要領を作成しており、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会により下記により公開されている。

この指導要領では、福祉用具専門相談員指定講習における研修内容の質のばらつきの改善による福祉用具専門相談員の質の担保を目的として、各指定講習事業者において指定講習を実施する際の指針として示すものであるので、福祉用具専門相談員指定講習事業者において活用いただきたい。

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

２．動画コンテンツ等研修ツール及び演習ツール

また、上記指導要領に加え動画コンテンツ等研修ツール及び演習ツールが作成している。なお、当該ツールを活用することで、演習を通じて受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識習得やサービス提供時の実務の基礎につながるものと期待されますので、福祉用具専門相談員指定講習事業者にて活用いただきたい。

<動画コンテンツ>

- ・「福祉用具指定講習カリキュラムについて」

QRコード（リンク埋め込み）



- ・「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」

QRコード（リンク埋め込み）



- ・「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

<演習ツール>

- ・「住環境と住宅改修」

QRコード（リンク埋め込み）



- ・「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

3. 福祉用具サービス計画作成ガイドライン（改訂版）

上記に加え、指定講習受講後の現場での活用を意図して、令和6年度介護保険制度改正により新たに導入された福祉用具貸与・販売の選択制等に対応する福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂版が作成されており、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会により下記のとおり公開されている。

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム内の科目「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」等への活用により、指定講習受講後の福祉用具専門相談員が福祉用具貸与・販売の選択制等の適切な運用を行える体制の構築に資することから福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所において活用いただきたい。

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

4. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するとりまとめ」（令和5年11月8日）

QRコード（リンク埋め込み）



「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和5年12月19日）

QRコード（リンク埋め込み）



「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ内掲載ページ」

QRコード（リンク埋め込み）



※なお、告示（「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働省が定める講習の内容の全部を改正する件」（令和7年厚生労働省告示第113号））による改正前の講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、「福祉用具専門相談員について（平成18年3月31日老振発第0331011号）」の改正においても従前の例によることができるとされている。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp